

山梨県公報

第二千八百六十六号

平成三十一年

三月七日

木曜日

目次

告示

- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の撤回……………七七
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………七七
- 自動車専用道路の指定……………七七
- 道路の供用開始(二件)……………七八
- 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………七八

公 告

- 一般競争入札について……………七八
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………八〇
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………八一
- 争議行為予告通知の受理……………八一
- 平成三十一年度前期技能検定の実施……………八二
- 平成三十一年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施……………八五
- 第九十三回(二十十九年度)山梨県警察官採用試験Aの第一次試験試験会場
の決定について……………八九

人事委員会

告 示

山梨県告示第五十三号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成三十年山梨県告示第二百九十九号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項第二号に定める当該汚染による人の健康の被害が生じ、又は生ずるおそれなくなつたと認めるため、その指定を撤回する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定を撤回する区域 中巨摩郡昭和町清水新居字小松田二百八十二番二の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

山梨県告示第五十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定する区域 中巨摩郡昭和町清水新居字小松田二百八十二番二の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

山梨県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十一年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 割子切石線
- 三 道路の区域

区 間	延(メートル)長	指定する期日
南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九七番五地先から南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九番二地先まで	六一五・八	平成三十一年三月七日

山梨県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十一年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	割子切石線	南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一―九六番一地从先から南巨摩郡身延町夜子沢字四九一二番二地先まで	一四一七・四	平成三十一年三月十日

山梨県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十一年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	鳴沢富士河口湖線	南都留郡富士河口湖町勝山字上赤坂四六九番二地先から南都留郡富士河口湖町勝山字上馬場原四八二三番一地先まで	四八六・六	平成三十一年三月十八日

山梨県告示第五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 平成三十一年二月二十六日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市江原字西山伏塚千五百五十五番一一九
- 三 指定道路の幅員 最大幅員五・〇メートル 最小幅員五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・九〇メートル

山梨県告示第五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 平成三十一年二月二十八日
- 二 指定道路の位置 上野原市上野原字寺畑四千八番四、四千十二番六及び四千八十三番の一部
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小四・一四メートル
- 四 指定道路の延長 六十六・五八メートル

公 告

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十一年三月七日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 佐 藤 英 貴

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 役務の名称及び数量 山梨県立あけぼの医療福祉センター清掃業務一式
- 2 役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
- 3 履行期間 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで
- 4 履行場所 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター
- 二 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指

名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成十四年山梨県告示第六十四号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

4 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種(建物管理)の「清掃」に登録されている者であること。

5 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

6 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号) 第九条の十五に規定する基準に適合する者であること。

7 入札公告に示す役務を確実に履行できると山梨県立あけぼの医療福祉センター所長(以下「所長」という。)が判断した者であること。

8 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。

9 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの二年間において、従業

員の給料又は賃金の未払い等不誠実な行為がない者であること。

10 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日までの五年間において、年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積三千㎡以上の清掃業務契約を元請として結び、当該契約業務を履行した実績を有する者であること。

11 平成二十九年労働災害保険確定申告の写しの提出ができる者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇七―〇〇四六山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課(電話〇五五―二二一六一―)

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成三十一年三月十八日(月)までの山梨県の休日を除く(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三一の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請の提出方法 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成三十一年三月七日(木)から同月十九日(火)までの日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに、三一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

4 入札及び開札の日時及び場所 平成三十一年三月二十七日(水) 午後一時三十分 山梨県立あけぼの医療福祉センター会議室

5 郵送による入札書の提出期限及び場所 平成三十一年三月二十六日(火) 午後五時までに山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課(郵便番号四〇七―〇〇四六山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一)に必着すること。

6 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和三十一年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件

は、低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者を決定する。

四 その他

- 1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金 入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
- 5 その他 詳細は、入札説明書による。

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required: Cleaning services for Yamanashi Prefectural Akebono Medical Welfare Center. 1 set
- 2 Date and time for tender: 1:30PM March 27, 2019
- 3 Bureau in charge: General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Akebono Medical Welfare Center 3251-1 Kamijouniwaniwari Asahi-machi Nirasakishi Yamanashi-ken 407-0046 Japan TEL 0551-22-6111

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 平成三十一年三月七日

一 届出者

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所
-----------------------	----

大和情報サービス株式会社
 代表取締役 板倉壽景
 代表取締役 藤田勝幸

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 アクロスプラザ須玉
 - (二) 所在地 山梨県北杜市須玉町大豆生田字二ツ木千七十二番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成三十一年十月二十七日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 三千百九十平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 百四十六台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 二十四台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 百三十六平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 四十六立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (1) 開店時刻 午前九時
- (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 三箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日 平成三十一年二月二十六日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年七月八日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフガーデンにらさき 山梨県韭崎市若宮二丁目千二百二十五番一外
 - 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ノジマ 代表執行役 野島廣司 神奈川県横浜市中央区尾上町六一九十九番一六号	株式会社ノジマ 代表執行役 野島廣司 神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号 外十一号

- 3 変更の年月日 平成二十一年四月九日外
- 三 届出年月日 平成三十一年二月二十六日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年七月八日まで

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長新藤秀樹から次のとおり争議行為を行う旨平成三十一年二月二十日付けで通知があった。

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 事件 次の要求事項に関する件

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員
- 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対
- 3 長時間・二交替制勤務反対。夜勤交替制労働者の「一日八時間以内、週三十二時間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現
- 二 日時 平成三十一年三月十四日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。
- 三 場所

- 甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院
 南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所
 笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂共立診療所
 笛吹市御坂町八千歳五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所
 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所
 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター
 甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所
 甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所
 南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 まずは共立診療所

甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション
 ずずかけ
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 ヘルパーステーションずず
 かけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 共立介護支援センター
 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 訪問看護ステーションあらぐさ
 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 ヘルパーステーションあらぐさ
 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 居宅介護支援事業所あらぐさ
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の二 御坂八代訪問看護ステーションたんぼぼ
 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション
 甲斐市富竹新田四百一番地の四 訪問看護ステーションやすらぎ
 甲斐市富竹新田四百一番地の四 ヘルパーステーションやすらぎ
 甲斐市富竹新田四百一番地の四 居宅介護支援事業所やすらぎ
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援セ
 ンター

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい
 南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 まずは共立診療所デイサービスふるさと
 大月市猿橋町殿上五百八十七番地の二 共立診療所さるはし
 大月市猿橋町殿上五百八十七番地の二 居宅介護支援事業所さるはし
 大月市猿橋町殿上四百二番地の二 共立デイサービスとのうえ
 甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ
 南アルプス市桃園三百七十九番地 共立介護福祉センターももその
 甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターたから
 甲府市下飯田一丁目二番十八号 共立介護福祉センターいけだ
 以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場
 概要 三に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務
 の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を
 単独又は併用して行う。但し、救急患者及び重症患者のための保安要員については、
 必要に応じて配置する。

● 平成三十一年度前期技能検定の実施
 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項
 の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。
 平成三十一年三月七日

一 実施職種

山梨県知事 長 崎 幸太郎

1 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち前期（平成三十一年四月一日から
 同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは次の表の上欄に
 掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受験者が
 選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
铸造	鑄鉄鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 中ぐり盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 ジグ中ぐり盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 マシニングセンタ作業
放電加工	数値制御彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法	数値制御彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業

仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
ダイカスト	なし	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法 配電盤・制御盤組立て法 回転電機巻線製作法	回転電機組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 回転電機巻線製作作業
建設機械整備	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
石材施工	石張り施工法	石張り作業
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
畳製作	なし	なし
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施	ウレタンゴム系塗膜防水工

園芸装飾	なし	なし
検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
内装仕上げ施工	工法 アクリルゴム系塗膜 防水施工法 シーリング防水施工法 改質アスファルトシート常温粘着工法防水施工法 FRP防水施工法	事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 FRP防水工事作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
サッシ施工	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし
表装	表具工作法 壁装施工法	表具作業 壁装作業
塗装	建築塗装法 金属塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

2 三級 三級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

造園	なし	なし
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 平面研削盤作業 マシニングセンタ作業
仕上げ	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
建築大工	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
塗装	金属塗装法	金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

3 単一等級 単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ	溶融ペイントハンドマーカ
	Ⅰ施工法	Ⅰ工事作業

二 試験の方法 実技試験及び学科試験
三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 平成三十一年六月七日(金) から同年九月十日(火) までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 平成三十一年五月三十一日(金) から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内) において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

- (一) 実施期日

職種	実施期日
三級 園芸装飾 造園 機械加工 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 塗装 フラワー装飾	平成三十一年七月十四日(日)
1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 2 三級 金属熱処理	平成三十一年八月二十五日(日)
一級及び二級 機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 貴金属装身具製作	平成三十一年九月一日(日)
1 一級及び二級 铸造 放电加工 建築板金 仕上げ 電気機器組立て 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾 2 単一等級 路面標示施工	平成三十一年九月八日(日)

- (二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター
- 四 受検申請の手続
- 1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 次のいずれかの本人確認書類の写し

(1) 運転免許証又は個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。）

(2) 特別永住者証明書又は在留カード

(3) 健康保険被保険者証

(4) 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

(5) 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

(6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万七千九百円

(2) 二級又は三級を受けようとする者であつて、平成三十一年四月一日において三十五歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる者を除く。） 一の検定職種につき八千九百円

(3) 二級又は三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校若しくは同法第二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。(4)において同じ。)(4)に掲げる者を除く。)

一の検定職種につき一万九百円

(4) 二級又は三級を受けようとする在校生であつて、平成三十一年四月一日において三十五歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。） 一の検定職種につき二千九百円

(二) 学科試験 一の検定職種につき三百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 平成三十一年四月三日（水）から同月十六日（火）まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書きすること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、平成三十一年八月三十日（金）（金）属熱処理を除く三級職種に限る。又は同年十月四日（金）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 一級又は一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成三十一年度技能検定（随時実施する二級、三級及び基礎級）の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成三十一年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種等
1 実施職種

(一) 二級 前期（平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）又は後期（同年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の期間に関わらずに随時実施する検定職種は次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法	普通旋盤作業 フライス盤作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
仕上げ	金型仕上げ法	金型仕上げ作業
ダイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業

電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法	変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板製造法	プリント配線板製造作業
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
寝具製作	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
プラスチック成形	圧縮成形法 射出成形法 ブロー成形法	圧縮成形作業 射出成形作業 ブロー成形作業
石材施工	石張り施工法	石張り作業
パン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
とび	なし	なし

工業包装	なし	なし
塗装	建築塗装法 金属塗装法 噴霧塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業 噴霧塗装作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
防水施工	シーリング防水施工法	シーリング防水工事作業
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
型枠施工	なし	なし
タイル張り	なし	なし

(二) 三級及び基礎級 前期又は後期の期間に関わらずに随時実施する検定職種は次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パークッション式さく井 施工法 ローター式さく井 施工法	パークッション式さく井工 事作業 ローター式さく井 工事作業
鋳造	鉄鉄鋳物鋳造作業法 非 鉄金属鋳物鋳造作業法	鉄鉄鋳物鋳造作業 非鉄金 属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤 加工法 マシニングセン	普通旋盤作業 数値制御旋 盤作業 フライス盤作業

冷凍空気調和機	なし	なし
製造	プリント配線板 製造	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法
電気機器組立て	回転電機組立て法 変圧 器組立て法 配電盤・制 御盤組立て法 回転電機 巻線製作法	回転電機組立て作業 変圧 器組立て作業 配電盤・制 御盤組立て作業 回転電機 巻線製作作業
電子機器組立て	なし	なし
ダイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト 作業 コールドチャンバ ダイカスト作業
機械検査	なし	なし
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕 上げ法 機械組立仕上げ 法	治工具仕上げ作業 金型仕 上げ作業 機械組立仕上げ 作業
めっき	電気めっき作業法 溶融 亜鉛めっき作業法	電気めっき作業 溶融亜鉛 めっき作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
鉄工	なし	なし
金属プレス加工	なし	なし
タ加工法	なし	なし
マシニングセンタ作業	なし	なし

器施工	婦人子供服製造	寝具製作	帆布製品製造	家具製作	建具製作	紙器・段ボール箱製造	印刷	製本	プラスチック成形	石材施工	パン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	建築大工	かわらぶき
	なし	なし	なし	なし	なし	印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法	なし	なし	圧縮成形法 射出成形法 ブロー成形法	石材加工法 石張り施工	なし	なし	なし	なし
	なし	なし	なし	なし	なし	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業 段ボール箱製造作業	なし	なし	圧縮成形作業 射出成形作業 ブロー成形作業	石材加工作業 石張り作業	なし	なし	なし	なし

とび	左官	タイル張り	配管	型枠施工	鉄筋施工	コンクリート圧送施工	防水施工	内装仕上げ施工	熟絶縁施工	サッシ施工	ウエルポイント施工	表装	塗装
なし	なし	なし	建築配管施工法	なし	なし	なし	なし	プラスチック系床仕上げ 施工法 カーペット系床 仕上げ施工法 鋼製下地 施工法 ボード仕上げ施 工法	なし	なし	なし	なし	建築塗装法 金属塗装法
なし	なし	なし	建築配管作業	なし	なし	なし	なし	プラスチック系床仕上げ工 事作業 カーペット系床仕 上げ工事作業 鋼製下地工 事作業 ボード仕上げ工事 作業	なし	なし	なし	なし	建築塗装作業 金属塗装作

工業包装	鋼橋塗装法 噴霧塗装法	業 鋼橋塗装作業 噴霧塗 装作業
なし		なし

2 受検資格

(一) 1に掲げる随時実施の二級試験については、当該検定職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（以下「旧規則」という。）第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

(二) 1に掲げる随時実施の三級試験については、当該検定職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

(三) 1(二)に掲げる随時実施の基礎級試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする、

二 試験の方法 実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
 (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
 (三) 問題の公表 あらかじめ受検者に送付する。

2 学科試験

(一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
 (二) 実施場所 甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書
 (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験 一万七千九百円
 (二) 学科試験 三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 随時

5 提出先 甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表 合格者には、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書の交付 合格者には、山梨県知事名の合格証書を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

人事委員会

●第九十三回（二十十九年度）山梨県警察官採用試験Aの第一次試験試験会場の決定について
 第九十三回（二十十九年度）山梨県警察官採用試験Aの第一次試験試験会場を次のとおりとする。

平成三十一年三月七日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

区分	試験日	試験会場
第一次試験	平成三十一年五月十二日(日) (教養試験・論文試験) (受付時間) 午前八時三十分から午前八時五十分まで (受付場所) 五十周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目四番五号)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番